

国立大学法人教育実践研究関連センター協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、国立大学法人教育実践研究関連センター協議会（以下「協議会」）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、授業実践、教育臨床、教育工学、教員養成、教員研修等に関する教育実践研究を行い、教育の発展を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、国立大学法人および 3 項に定める特別な学校法人に設置された授業実践、教育臨床、教育工学、教員養成、教員研修等に関するセンター・機構等（以下「センター」）をもって組織する。

2 一大学から複数のセンターが加盟することも認める。

3 特別な学校法人とは下記の学校法人とする。

(1) 放送大学学園

第 4 条 本会の会議は、総会・部門会議・役員会とする。

第 5 条 本会は、本会の事業および運営に関する重要な事項を審議決定する。

第 6 条 本会は、定期的を開催する。

第 7 条 監査は役員の中から 2 名会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。監査は本会の会計を監査する。

(事 業)

第 8 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 調査研究

(2) カリキュラムやコンテンツ等の開発研究

(3) 教育研修プログラムの開発研究

(4) 研究集会などの開催

(5) センターの組織・機能・役割・設備及び事業等に関する研究・連絡協力

(6) 内外の関連機関並びに団体等との研究・連絡協力

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な事から

(役 員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長	1 名
(2) 副会長	若干名
(3) 事務局長	1 名
(4) 常任幹事	若干名
(5) 庶務担当幹事	若干名
(6) 国際協力担当幹事	若干名

(7) 研究開発担当幹事 若干名

(8) 本会の事業遂行に必要な担当幹事 若干名

2 前項の役員のうち、会長については、役員会の推薦に基づき総会の承認をうる。副会長及びその他の役員については、会長が委嘱する。

3 役員任期は西暦奇数年を初年度とする2年とする。ただし、再任は妨げない。やむを得ない事情により任期途中で交代した場合には前任者の残任期間とする。

4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。会長に事故のあるときは、副会長がこれを代行する。

(総会)

第10条 本会に総会を置く。総会はセンター構成員をもって組織し、会長が招集する。

第11条 総会は、本会の事業の立案、その他重要な事項を審議する。

(部門会議)

第12条 本会にいくつかの部門会議を置く。

第13条 部門会議に関して必要な事項は総会において定める。

(役員会)

第14条 役員会は第9条に掲げる役員をもって構成し本会の事業の実務にあたる。

(事業プロジェクト)

第15条 本会の第8条に示した事業を推進するため、期間を限定した事業プロジェクトをいくつか置くことができる。

第16条 事業プロジェクトの構成は会長が関連する役員と協議して定める。

2 会長は、必要に応じてセンター構成員以外の者を加えることができる。

(会費)

第17条 本会の経費は、加盟機関からの会費によって支弁する。会費及び徴収方法等については別途定める。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。予算及び決算は、総会において承認するものとする。

(入退会)

第19条 入会を希望するセンターは、入会願を提出し、会長の承認をもって入会するものとする。

第20条 第3条で規定するセンターに該当しなくなった場合は、書面により理由を示した退会願を提出することができる。会長は、役員会の承認を得て退会を認め、総会で報告する。

(事務局)

第 21 条 本会は、事務局を東京学芸大学教育実践研究支援センター内に置く。

(規約の改正)

第 22 条 この規約の改正は、総会において承認するものとする。

附 則

制定(施行)昭和 47 年 8 月 31 日

改正(施行)昭和 50 年 2 月 19 日

改正(施行)昭和 58 年 2 月 23 日

改正(施行)平成 5 年 10 月 9 日

改正(施行)平成 9 年 4 月 1 日

改正(施行)平成 9 年 9 月 10 日

改正(施行)平成 10 年 9 月 25 日

改正(施行)平成 12 年 10 月 6 日

改正(施行)平成 17 年 2 月 15 日

改正(施行)平成 22 年 9 月 17 日